

# 鳴高生としての生徒心得

—生徒指導課—

## 服装・頭髪

- 1 学校指定の服装基準に基づいた制服を着用すること。
- 2 制服について
  - (1) 上着は紺シングル3つボタンプレザーとし、センターパンツであること。  
ボタンは、学校指定のシルバーボタンとし、前3つ、袖各3つとする。  
購入時に、衿バッチホールに校章バッチが取り付けられていること。
  - (2) ズボンは、学校指定のグレーチェック柄とし、ワントックスラックスであること。
  - (3) スカートは、学校指定のチェック柄とし、ヒダ数は20本であること。
  - (4) シャツ(長袖・半袖)はグレー色ボタンダウンタイプとし、胸ポケット部校章入りであること。
  - (5) ネクタイは、学校オリジナルタイを着用すること。
  - (6) リボンは、学校オリジナルワントッチリボンを着用すること。(任意購入)
  - (7) Vネックセーター・ベストは、学校指定のものを着用すること。(任意購入)
- 3 制服の着用について
  - (1) 上着 適正サイズのを正しく着用すること。
  - (2) ズボン ベルトを着用し、ズボンのすそを折ったりしないこと。  
スカート スカート丈は、ひざ頭にかかる程度とすること。  
丈を極端に短く、または長くすることは禁止する。
  - (3) シャツ シャツはズボン、またはスカートの中にすそを入れること。  
夏・冬とも適正サイズのを着用すること。
  - (4) ネクタイ・リボン シャツの第1ボタンまで結び、だらしなく着用しないこと。  
夏服の期間は必要なし。
  - (5) Vネックセーター・ベスト プレザー下に学校指定のセーター・ベスト以外の着用(パーカー・トレーナーなど)は認めない。適正サイズのを購入(任意)し、体調に合わせて着用すること。
  - (6) 更衣の時期 原則として夏制服は6/1～9/30までとするが、移行期間については天候の状況、体調等に合わせて着用すること。
- 4 通学靴は、奇抜なもの、華美なもの(ブーツ等)は避けること。正しい履き方を心がけること。原則としてスリッパ、サンダルは禁止する。
- 5 体育館シューズは別に定めたものを使用すること。
- 6 プレザーの上に着用するコートやジャンパー類等の防寒着類は、黒・紺・グレー・ベージュ色等無地のものを原則とする。奇抜なもの、華美なものは着用しないこと。また、原則として校舎内での着用は禁止する。
- 7 ソックスの色は白・黒・紺・グレー・茶系統とし、ストッキング類はベージュ又は黒色であること。
- 8 スカート下へのジャージ等の着用やレッグウォーマーは禁止する。
- 9 頭髪について
  - (1) 染髪、脱色、パーマ類、奇異な髪型をしないこと。
  - (2) くせ毛等の生徒は、保護者を通じ、申し出ること。
- 10 化粧等(口紅・色付きリップも含む)、ピアス、カラーコンタクト、つけまつ毛、ヘアエクステンション、マニキュア等、不必要な装飾品は禁止する。

## 生活規律

- 1 校内生活について
  - (1) 欠席・遅刻をする場合は、始業時刻までに保護者から学校へ連絡すること。
  - (2) 始業時より放課まで校外に出るはならない。(外出・早退の場合は、「外出・早退許可証」に必要事項を記入し、ホームルーム担任の許可を受けること。)
  - (3) 昼食は定められた時間・場所でとること。(ゴミは決められた場所へ分別して捨てること。なお、校内では、ガムを禁止する。)
  - (4) 部室への出入りは放課後まで禁止する。(事情があって出入りの必要があるときは、部活動顧問に申し出て許可を受けること。)

- (5) 放課後の居残りは、ホームルーム担任又は担当教員等の指導のもとに行うこと。
- (6) 部活動や校外模試等で休日に登校するとき、または下校後ふたたび登校するときは、制服等決められた服装で登校すること。
- (7) 思想の研究や宗教の信仰は自由であるが、宣伝、勧誘してはならない。また、校内における政治活動や選挙運動は禁止する。
- (8) 所持品にはすべて所属、氏名を明記し、廊下にあるロッカーへカギをかけて保管すること。高価な品物、貴重品、その他不必要な物品、高額の金銭を所持しない。
- (9) 携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込み・使用は認めるが、学校が定めるルールに従うこと。(ホームルーム中、授業中、清掃中、行事中は絶対に使用しないこと。定期考査等では試験会場への携帯・スマートフォンの持ち込みは禁止する。)
- (10) 校内の備品や施設は大切に扱うこと。落書きや故意による破損は厳しく指導する。過って破損した場合は直ちにホームルーム担任に申し出て、原則として弁償すること。

## 2 校外生活について

- (1) 高校生として不適切な場所(パチンコ店・ポートレース場・酒場等)への出入りは禁止する。
- (2) 夜間外出は家人同伴以外は避けること。
- (3) 友人宅での外泊や無断外泊をしないこと。
- (4) アルバイトは原則として禁止するが、家庭の経済的事情等の特別な事情がある者に限り許可する。ただし、原則として欠点(赤点)がある場合は認めない。
- (5) アルバイトを希望する場合は、保護者同伴で担任、生徒指導課と面談した後、学校へ届出を提出し許可証を発行してもらうこと。なお、1年次生は1学期の中間考査以降に面談を開始する。
- (6) 校外における政治活動や選挙運動に参加する場合は、保護者の十分な理解を得ること。なお、満18歳に満たない者の選挙運動や違法もしくは暴力的・破壊的な活動は認められない。

## 交通安全

### 1 通学について

- (1) 交通ルール、マナーをよく守り安全に留意すること。
- (2) 自転車を利用して通学する場合は、所定の手続きをとること。
- (3) オートバイ(原付・自動二輪)、自動車、電動キックボード(特定小型原動機付自転車)による通学は禁止する。

### 2 自転車通学について

- (1) 自転車通学をする生徒は、必ず登録をし、ステッカーを購入し、所定の位置に貼ること。
- (2) スタンドのない自転車や変形加工したハンドル、ハブステップ等は禁止する。
- (3) 各学期に行う車体検査を受けること。(各個人でも定期的に点検すること。)
- (4) 交通ルールを守り、歩行者や自動車など他の通行者に迷惑をかけないよう登校すること。
- (5) 路側帯がある道路では、左側通行をすること。(平成25年道路交通法改正による)
- (6) 雨傘をさして自転車に乗らないこと。雨天時は必要に応じて雨ガッパを着用すること。
- (7) 携帯・スマートフォン、イヤホン等を使用しながら自転車を運転しないこと。
- (8) 自分の身の安全を守るためにヘルメットの着用に努めること。
- (9) 駐輪場では決められた自分のクラスのスペースに正しく止めておくこと。その際必ずカギをかけ、盗難予防をしておくこと。

### 3 運転免許取得について

- (1) オートバイ(原付・自動二輪)、自動車、船舶等の免許取得、使用所持は原則として禁止する。ただし、3年次の12月以降、進路の決定した者で、(就職生は10月末以降から)運転免許(普通自動車に限る)の取得を希望する者は、保護者が学校に願い出ること。本校が行う講習会を受講した場合許可する。許可を受けた後、警察又は教習所に手続きをすることができる。
- (2) 運転免許を取得した者は、保護者の責任のもと免許証を保管し、卒業するまで決して自動車に乗らないこと。

## 生徒心得の見直しの手続き

### 1 生徒心得の見直しについて

学校は、必要があると認めるとき、または、生徒会会則に基づき生徒総会において生徒心得の見直しに関する要望が可決されたときは、生徒指導委員会または人権教育推進委員会を経て職員会議を開催し、審議する。

### 2 見直しの公表について

生徒心得が修正されたときは、生徒・保護者に公表する。なお、生徒からの要望が出された事案については、審議の結果について生徒に説明する機会を設ける。